

燕市 U・I ターン促進住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、県外から本市への定住を促進するため、県内にU・Iターンにより就職する者が、市内に賃貸住宅を契約し居住する場合において、予算の範囲内で燕市U・Iターン促進住宅支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 定住 本市に住民登録を行い、生活基盤を有する者で、勤務先の人事異動等により、市外へ転出する見込みがないことをいう。
- (3) Uターン者 本市の出身者であって、県外から本市に転入し、本市に定住する者をいう。
- (4) Iターン者 市外の出身者であって、県外から本市に転入し、本市に定住する者をいう。
- (5) 賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅等を除く。
- (6) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、共益費、駐車場料金等を除く。)の月額をいう。
- (7) 親族 2親等以内の親族をいう。
- (8) 市税等 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、授業料及び保育料をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) Uターン者又はIターン者であること。
- (2) 県内の企業等に就職した者又は県内で開業した個人事業主であること。
- (3) 親族以外の者が経営する市内の賃貸住宅に、家賃を支払い居住している者であること。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯でないこと。
- (5) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 本人と生計を一にする世帯全員が納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。
- (7) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが他の公的制度による家賃助成を受けていないこと。
- (8) 本人と同一の世帯に属する者のいずれもが過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 市の移住定住に関する施策に協力できる者であること。
- (10) 国家公務員又は地方公務員ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、家賃から世帯に係る当該月分の住宅手当等を控除した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1月につき1万5,000円を限度とする。ただし、入居期間が1月に満たない月の家賃(日割家賃)並びに賃貸住宅の賃貸借契約に係る費用のうち、礼金、不動産取引手数料(仲介手数料)及び家賃支払保証料は、補助金の対象外とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、当該補助金に係る1年度目の交付決定のあった月の翌月以後最初に家賃の満額を支払った月から24月間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、住民登録をした日から60日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(様式第2号)

(2) 世帯全員の住民票

(3) 納税証明書(前住所地のもの)

(4) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(5) 個人事業主の場合は、税務署に提出した開業、廃業等届出書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者による2年度目以降の申請は、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「住民登録をした日から60日以内」とあるのは「申請年度の4月1日から60日以内」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する2年度目以降の申請においては、第1項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、燕市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は燕市U・Iターン促進住宅支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、燕市U・Iターン促進住宅支援事業補助金内容変更兼変更交付申請書(様式第5号)に関係書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により補助金の額又は交付対象期間の変更を決定したときは、燕市U・Iターン促進住宅支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 交付決定者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに燕市U・Iターン促進住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第7号)及び家賃納入証明書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。ただし、当該期限の末日が、燕市の休日を定める条例(平成18年燕市条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日を期限とする。

(1) 4月分から7月分の補助金の交付請求期間 8月1日から8月10日まで

(2) 8月分から11月分の補助金の交付請求期間 12月1日から12月10日まで

(3) 12月分から3月分の補助金の交付請求期間 4月1日から4月10日まで

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が交付対象期間内に市外へ転出したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 市税等の滞納が判明したとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、燕市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。